⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takesono Mitsuo, The Obligating Officer Director, Kobe University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Kobe University Sumiyoshi Residence.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 16 May, 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 28 June, 2012 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 28 June, 2012 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 28 June, 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Facilities Dept, Kobe University, 1―1 Rokkodai-cho Nada-ku Kobe-shi 657―8501 Japan. TEL 078―803―5176

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年４月 26 日
国立大学法人熊本大学　分任契約担当役
運営基盤管理部施設担当部長　栗木　　浩

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　43

○第１号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　熊本大学（医病）外来診療棟新営工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　熊本県熊本市中央区本荘１丁目１番１号熊本大学本荘団地（北地区）構内
⑷　工事概要　本工事は、医学部附属病院外来診療棟、鉄骨造、地上４階建、建築面積3,310㎡、延べ面積11,860㎡の新営工事である。
⑸　工期　平成26年１月31日まで。
⑹　使用する主な資機材　コンクリート約7,100㎥、鉄骨約1,410ｔ、鉄筋約1,130ｔ、ガラス約2,300㎡
なお、関連する機械設備工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、分任契約担当役に対し紙入札参加希望届を持参又は郵送により提出しなければならない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、熊本大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第６条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること。
⑷　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積5,500㎡以上の病院施設の新営の建築工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員　延べ面積2,500㎡以上の病院施設の新営の建築工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とすること。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成14年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。なお、監理技術者を配置する場合の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　契約担当役又は分任契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。)を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（ただし、上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記３⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記３⑴①において評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。